

各位

会社名 グリー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 田中 良和
(コード番号：3632 東証プライム)
問合せ先 取締役上級執行役員最高財務責任者 大矢 俊樹
(TEL. 03-5770-9500)

株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年8月22日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ）及び上級執行役員（取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く。以下併せて「対象取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年9月27日開催予定の第18回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することとしましたのでお知らせいたします。

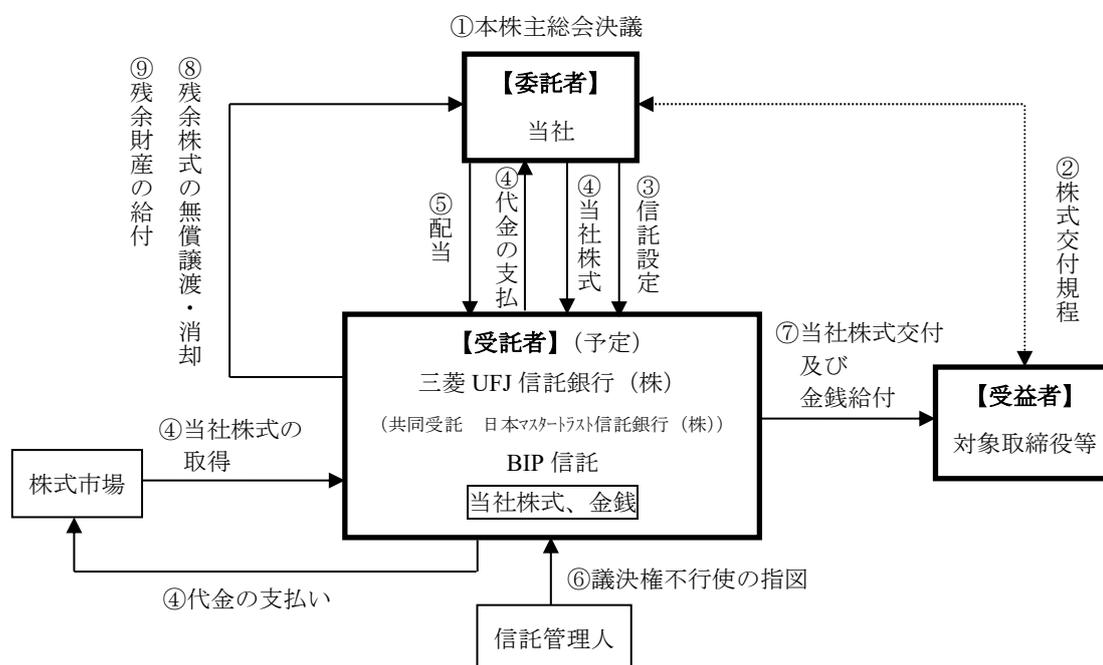
記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、対象取締役等を対象に、対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、対象取締役等の企業価値増大への貢献意識及び企業価値の最大化への貢献意欲を一層高めることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用します。本制度は、対象取締役等の役位及び業績達成度等により当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を対象取締役等に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する制度です。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定したBIP信託（以下、「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、原則として、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

※本株主総会における本制度に関する議案が承認可決されることを条件として、当社は2022年6月30日で終了した事業年度における代表取締役への業績及び貢献を鑑みた株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与を最後に、それ以降、株式報酬型ストック・オプションを廃止し、新たに新株予約権の付与を行わないことといたします。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は取締役会の決議により、本制度に関する規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で対象取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、対象取締役等の役位及び業績目標の達成度等に応じ、対象取締役等にポイントが付与され、当該ポイントを累積します。対象取締役等は、受益者要件を満たした場合に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合には、対象取締役等に対する交付の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。

⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されます。信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です

(注) 受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により、信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会の株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 概要

本制度は、2023年6月30日で終了する事業年度から2027年6月30日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象として、役員及び業績目標の達成度等に応じて予め定められたポイントの付与を行い、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行う制度です。また、本信託の継続（下記（4）イに定める）が行われた場合には、以降の連続する5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 導入に係る株主総会決議

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、本信託の延長を行う場合は、株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数（下記（5）に定めます。以下同じ。）に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ① 制度開始日以降に対象取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含む）
- ② 国内居住者であること
- ③ 対象取締役等の職務に関し、重大な違反があった者または当社の意思に反して自己都合により退任した者でないこと
- ④ その他、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規程に定めるもの

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

2022年11月（予定）から2027年11月（予定）までの約5年間とします。

イ 本信託の延長

信託期間の満了時において、原則として、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を延長することを予定しています。その場合、さらに5年間、本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。原則として、この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することを予定しています。

(5) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、対象取締役等の役位及び毎年の業績目標の達成度等に基づき毎年一定の時期に付与されるポイントにより定まります。

なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) 本信託に拠出される信託金の合計上限額及び本信託において対象取締役等に付与するポイントの総数の上限

対象期間ごとに、本信託に拠出する信託金の上限金額は、2,500百万円（※）とします。

（※）本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

対象取締役等に付与されるポイント数の総数の上限は5事業年度当たり325万ポイントとし、対象期間中に本信託が取得する当社株式の数（以下、「取得株式数」という。）は、かかる対象取締役等に対して付与するポイントの総数の上限に相当する325万株を上限とします。

当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は、現行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象とした株式報酬型ストック・オプションの報酬総額及

び上級執行役員を対象としたインセンティブ・プランにおける付与水準の合計額を踏まえて設定しています。なお、株式報酬型ストック・オプションを廃止し、同報酬水準で本制度を導入するため、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象とした株式報酬制度の増額を行うものではありません。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場もしくは当社（自己株式処分）より取得を予定しています。なお、当初は株式市場から取得する予定です。

(8) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

当社株式等の交付等の時期は原則として対象期間中毎年となり、受益者要件を充足した対象取締役等は、付与ポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの付与ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、本制度を通じて取得した当社株式は、対象取締役等の地位を退任後1年が経過するときまで継続保有するものとします。

(9) クローバック制度等

対象取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役等に対し、本制度において当社株式等の交付等を行う予定の受益権の没収（マルス）ならびに交付等を行った当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(11) 本信託内の当社株式の配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(12) 信託期間満了時の取り扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び対象取締役等との利害関係の

ない団体へ寄附する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約時期 | 2022年11月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2022年11月（予定）～2027年11月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始時期 | 2022年11月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の額 | 2,500百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2022年11月8日（予定）～2022年12月23日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得（予定） |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上